

## 不当介入対応マニュアルに関する Q & A

### Q 1 不当介入とは？

A 1 社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求及び工事妨害その他公共工事等の適正な施行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいいます。

### Q 2 不当介入対応マニュアルとは？

A 2 公共工事等において、受注者及びその下請負人等が、契約の適正な履行を妨げる社会通念上不当な要求及び暴力的な要求等を受けたときの対応をマニュアル化しています。

### Q 3 不当介入の対象者は？

A 3 不当介入を行っている一般人及び暴力団等を含みます。

### Q 4 不当介入を受けた場合は？

A 4 速やかに市（事業課）へ報告して下さい。内容によっては、門真警察署へ通報し「被害届」を提出して下さい。また、不当介入かどうか判断に迷う場合は、市（事業課）へ相談して下さい。

※調査の結果、暴力団等による不当介入と判断した場合は、門真市暴力団排除条例及び門真市暴力団排除条例施行規則並びに門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に則り、必要な措置を講じることとなります。

### Q 5 不当介入の報告を行うには？

A 5 不当介入を受けた場合は、様式 1 「不当介入報告書」（以下「報告書」

という。)を作成し、速やかに事業担当課に報告して下さい。ただし、急を要し、口頭による連絡を行った場合は、後日、報告書を提出して下さい。

(参照：様式1「不当介入報告書」)

#### Q 6 不当介入の報告を行った後はどうなるの？

A 6 受注者及びその下請負人等からの報告（通報）を受けた市（事業課）は、市（法務監察課）へ連絡します。連絡を受けた法務監察課は、門真警察署へ連絡し、今後の対応策を協議し、事業課及び門真警察より受注者へ指導することとなります。その後、受注者は対応方針を決定し、事業担当課へ報告（対応方針）して下さい。

受注者は、対応方針を基に不当介入の対応を実施して下さい。

(参照：不当介入マニュアルフロー図)

#### Q 7 不当介入の対応を行った後はどうなるの？

A 7 対応した後に、考えられるケースは2通りあります。

ケース1は、その後、不当介入を行わないようになる。

ケース2は、対応したにも関わらず引き続き、不当介入を行う。

ケース2場合は、再度、市（事業課）へ報告（通報）して下さい。報告（通報）後、門真警察、市（事業課）、市（法務監察課）にて、再度、対応策を協議し、受注者へ指導しますので、再度、対応して下さい。

#### Q 8 不当介入の報告（通報）をしなかった場合若しくは受け入れた場合は？

A 8 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱に基づき入札参加停止措置（停止期間2か月）を行うこととなりますので、必ず報告して下さい。

#### Q 9 不当介入を防ぐには？

A 9 受注者・門真市・門真警察署が連携し、毅然とした態度で臨むことが、不当な要求等を排除する第一歩と考えます。